

**証明書を請求するときは、次のような「本人確認書類」が必要です。**

1点の提示で良いもの	2点の提示が必要なもの
マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・その他 官公署が発行した顔写真付きの証明書や資格者証 等	健康保険資格確認書・年金手帳（又は基礎年金 番号通知書）・年金証書・介護保険被保険者証・ 学生証（顔写真付き）・社員証（顔写真付き） 等
※上記の本人確認書類をお持ちでないかたは、ご本人しか知り得ない戸籍の内容を確認することにより 本人確認をさせていただきます。次の項目をご記入のうえ、窓口へご提出ください。	
( )の氏名	生年月日 大・昭・平・令 年 月 日
( )の氏名	生年月日 大・昭・平・令 年 月 日
( )の氏名	生年月日 大・昭・平・令 年 月 日
本 籍	
前 住 所	

**請求の理由**

※ 戸籍謄抄本等を国又は地方公共団体の機関に提出する場合は、提出先の名称及び必要とする理由を記載してください。

( ) の手続きにあたり、( ) の

( ) を ( ) へ提出するため。

その他

[ ]

○ 不動産の相続のために、亡くなったかたの除票が必要なときは、記入してください。

↓ （固定資産税の通知書など、対象物件がわかる資料を提示したときは、記入不要です。）

相続対象の 土地 ・ 家屋 の所在地 [ ]

※ 上記の請求理由について、資料の提示を求める場合があります。

**◆ 請求に当たっての注意事項 ◆**

○ 法人が請求する場合は、交付申請書に代表者印（又は会社印）の押印が必要です。合わせて、窓口に来たかたの社員証と本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）を提示してください。

**【住民票について】**

- ・ 個人番号（マイナンバー）又は住民票コードを記載したものを、委任状により代理人が請求する場合は、本人の住民登録地あてに郵送により交付します。（代理人へのお渡しはできません。）
- ・ 亡くなったかたの除票には、マイナンバーは記載できません。
- ・ 除票は、平成13年1月1日より過去に除票となったものは廃棄済のため交付できません。
- ・ 記載事項証明には、住所・氏名・生年月日・性別が記載されます。以下の項目（本籍、世帯主、続柄、マイナンバー、住民票コード）の記載が必要な場合は、お申し出ください。また、所定の書式に証明することもできます。

**【戸籍について】**

- ・ 除籍は、大正15年1月1日より過去に除籍となったものは廃棄済のため交付できません。
- ・ 戸籍の附票は、平成13年1月1日より過去に除票となったものは廃棄済のため交付できません。
- ・ 戸籍に記載されているかた全員ではなく、一部のかたについてのみ証明が必要な場合は、そのかたの個人事項証明（抄本）をご請求ください。